

審査庁：豊橋市長

諮問日：令和5年3月28日（令和5年4月11日付け、令和5年4月12日付け及び令和5年8月14日付けで訂正）及び令和5年5月8日（諮問第123号）

答申日：令和5年10月5日（答申第99号）

事件名：「豊橋市民センター指定管理事業の報告書、協定書及び仕様書、連絡調整会議の議事録及び資料一切」に係る一部公開決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

豊橋市長が行った、「平成29年度豊橋市民センター指定管理事業報告書 豊橋市民センターの管理に関する協定書」、「平成30年度から令和2年度までの豊橋市民センター指定管理事業報告書」及び「令和4年度に開かれた全ての豊橋市民センター連絡調整会議の議事録 資料の全て」に係る一部公開決定については、別紙2-1及び2-2記載の「非公開とした部分」を非公開としたことは妥当であるが、それ以外の部分は公開すべきである。

第2 事案の経緯

1 4豊協働第53号及び4豊協働第95号の公文書一部公開決定に対する審査請求について

- (1) 審査請求人は、令和4年8月19日付けで豊橋市長（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）に対し、「平成30年11月30日付け豊橋市監査公表第10号において市民協働推進課に対して出された意見1にある市民センターの管理業務に係る事業報告において、指定管理者から提出された報告書の全て及び意見2における市民センターの管理に関する協定書及び維持管理業務仕様書の全て」を対象として、公文書公開請求を行った。

- (2) 処分庁は、対象文書を「平成29年度指定管理事業報告書 豊橋市民センターの管理に関する協定書 維持管理業務仕様書」と特定し、令和4年9月8日付け4豊協働第53号で公文書一部公開決定を行った。この処分に対し、審査請求人は、令和4年11月21日付けで審査請求を行った。
- (3) 処分庁は、令和4年12月13日付け4豊協働第95号で、令和4年8月19日付け公文書公開請求に対し、全部公開された「維持管理業務仕様書」を除く「平成29年度豊橋市民センター指定管理事業報告書 豊橋市民センターの管理に関する協定書」を対象文書（以下「本件対象文書①」という。）と特定し、公文書一部公開決定を行った。この処分では、4豊協働第53号の公文書一部公開決定で非公開とされた部分のうち、「平成29年度豊橋市民センター指定管理事業報告書」内の「収支決算書」が全て公開されたが、それ以外の部分は、なお非公開とされた。この処分に対し、審査請求人は、令和5年1月4日付けで審査請求を行った。
- (4) 処分庁は、令和5年1月31日付け4豊協働第118号で、令和4年8月19日付け公文書公開請求に対し、対象文書を本件対象文書①と特定し、公文書一部公開決定を行った。この処分では、4豊協働第95号の公文書一部公開決定で非公開とされた部分のうち、一部が公開されたが、別紙1記載の部分は、なお非公開とされた。なお、この処分に対し、審査請求人は、審査請求書を提出していない。

2 4豊協働第67号の公文書一部公開決定に対する審査請求について

- (1) 審査請求人は、令和4年10月3日付けで処分庁に対し、「平成30年度から令和2年度までの豊橋市民センター指定管理事業報告書の全て」を対象として、公文書公開請求を行った。
- (2) 処分庁は、対象文書を「平成30年度から令和2年度までの豊橋市民センター指定管理事業報告書」（以下「本件対象文書②」という。）と特定し、令和4年10月21日付け4豊協働第67号で公文書一部公開決定を行った。こ

の処分に対し、審査請求人は、令和5年1月4日付けで審査請求を行った。

- (3) 処分庁は、令和5年1月31日付け4豊協働第119号で、令和4年10月3日付け公文書公開請求に対し、対象文書を本件対象文書②と特定し、公文書一部公開決定を行った。この処分では、4豊協働第67号の公文書一部公開決定で非公開とされた部分のうち、一部が公開されたが、別紙1記載の部分は、なお非公開とされた。なお、この処分に対し、審査請求人は、審査請求書を提出していない。

3 4豊協働第115号に対する審査請求について

- (1) 審査請求人は、令和4年12月2日付けで処分庁に対し、「令和4年度に開かれた全ての豊橋市民センター連絡調整会議の議事録、資料の全て」を対象として、公文書公開請求を行った。
- (2) 処分庁は、対象文書を「令和4年度に開かれた全ての豊橋市民センター連絡調整会議の議事録、資料の全て」と特定し、令和5年1月13日付け4豊協働第115号で、別紙1記載の部分を非公開部分として、公文書一部公開決定を行った。審査請求人には、「令和4年度 第1四半期 連絡調整会議資料」及び「令和4年度 第2四半期 連絡調整会議資料」（以下、併せて「本件対象文書③」という。）を一部公開した。この処分に対し、審査請求人は、令和5年1月30日付けで審査請求を行った。

4 各事件の諮問について

- (1) 審査庁は、4豊協働第53号及び4豊協働第95号並びに4豊協働第67号に対する審査請求を、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第39条及び第9条第3項の規定により併合し、令和5年3月28日付け4豊市民第649号「公文書の一部公開決定処分に係る審査について（諮問）」と題する諮問書を本審査会に提出し、諮問した。その後、審査庁は、令和5年4月11日付け5豊市民第19号、令和5年4月12日付け5豊市民第30号及び令和5年8月14日付け5豊市民第234号にて、それぞれ諮問書を訂正し、

諮問した。

- (2) 審査庁は、4豊協働第115号に対する審査請求を、令和5年5月8日付け5豊市民第77号「公文書の一部公開決定処分に係る審査について（諮問）」と題する諮問書を本審査会に提出し、諮問した。
- (3) 本審査会は、これらの諮問を併せて調査審議した。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

豊橋市情報公開条例（平成8年豊橋市条例第2号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づく公開請求に対し、令和4年9月8日付け4豊協働第53号、令和4年12月13日付け4豊協働第95号、令和4年10月21日付け4豊協働第67号及び令和5年1月13日付け4豊協働第115号により処分庁が行った公文書一部公開決定について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

- (1) 審査請求人の主張は、4豊協働第53号に対する令和4年11月21日付け審査請求書、4豊協働第95号に対する令和5年1月4日付け審査請求書、4豊協働第67号に対する令和5年1月4日付け審査請求書及び4豊協働第115号に対する令和5年1月30日付け審査請求書並びに4豊協働第53号に対する審査請求書に係る令和5年1月16日付け反論書、4豊協働第95号に対する審査請求書に係る令和5年2月24日付け反論書、4豊協働第67号に対する審査請求書に係る令和5年2月24日付け反論書、4豊協働第115号に対する審査請求書に係る令和5年3月27日付け反論書、4豊協働第115号に対する審査請求書に係る令和5年5月1日付け再反論書並びに令和5年6月27日及び令和5年8月28日の本審査会における口頭による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）の内容を要約すれば、おおむね次のとおりである。

- (2) 「平成29年度豊橋市民センター収支決算書」は、平成30年11月30日の監査公表第10号における意見において、指定管理業務に伴う提出書類とされており、令和元年6月27日の監査公表第2号において、市当局が平成29年度事業報告書に追加で提出させ、添付したと報告されたものである。したがって、指定管理料以外の区分や金額の内訳を非公開としたことは、上記意見に矛盾し、不合理な決定である。
- (3) 当該法人に係る平成29年度事業報告は、内閣府のホームページで公表されており、活動計算書、貸借対照表、事業費の内訳、特定非営利活動会計財産目録その他の情報も公開されているものがある。そのような状況において、平成29年度豊橋市民センター収支決算書の指定管理料以外の区分や金額の内訳を、条例第6条第1項第2号を理由に非公開としたことは失当である。
- (4) 収支決算書以外についても、同一の項目について報告している令和3年度の豊橋市民センター指定管理事業報告書については、その全部が公表されているから、実施機関が平成29年度豊橋市民センター指定管理事業報告書を一部公開としたことには理由がない。
- (5) 指定管理者と市が締結した協定書には、指定管理者が業務に関して保有する情報について、条例の趣旨に沿った情報公開のために必要な措置を講じるものとするところがあるので、指定管理者が作成した事業報告書には、少なくとも、条例第6条第1項第2号に該当する情報は含まれないはずである。
- (6) 処分庁は、令和4年12月22日付け4豊協働第101号の弁明書（4豊協働第53号に対する審査請求に係る弁明書）で、収支決算書は全て公開することが適切であると弁明していることから、審査請求人に対する公文書一部公開決定（4豊協働第115号）の誤りは明白である。
- (7) 審査請求後に、処分庁が処分を自由に取消すことができ、審査請求の利益が無くなるため却下されるということになると、処分庁が自由に審査

請求を無効とすることができることになるから不当である。本件では、処分庁は、処分を取り消したと主張しており、それが複数回にわたる。本審査請求においては、非公開処分の適法性だけでなく、審査請求提起後に、公文書一部公開決定を取り消すことが許されるのかという点についても、調査し、答申されたい。

第4 処分庁の説明の要旨

1 4豊協働第53号及び4豊協働第95号に対する審査請求の経緯について

- (1) 令和4年9月8日付け4豊協働第53号による公文書一部公開決定について、処分庁が改めて検討したところ、非公開とした部分のうち、収支決算書に係る部分は、法人の内部管理に関する不当な干渉となるおそれのある情報には当たらず、条例第6条第1項第2号に該当しないため、公開することが適切であると判断した。
- (2) そのため、処分庁は、令和4年12月13日に4豊協働第53号による公文書一部公開決定を取り消した。同日、処分庁は、本件対象文書①を対象文書として特定し、4豊協働第95号により公文書一部公開決定を行った。同決定では、4豊協働第53号による公文書一部公開決定で非公開とした部分のうち、収支決算書に係る部分を公開し、それ以外の部分を非公開とすることとした。
- (3) 審査請求人による、4豊協働第95号による公文書一部公開決定に対する審査請求に関し、処分庁が改めて検討したところ、本件対象文書①には、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に当たらない部分が含まれていた。そのため、処分庁は、令和5年1月31日に4豊協働第95号による公文書一部公開決定を取り消し、同日、4豊協働第118号により公文書一部公開決定を行った。同決定では、4豊協働第95号による公文書一部公開決定で非公開とした部分のうち、別紙1記載部分を非公開とし、それ以外の部分を公開することとした。

2 4 豊協働第67号に対する審査請求の経緯について

- (1) 令和4年10月21日付け4豊協働第67号による公文書一部公開決定について、処分庁が改めて検討したところ、本件対象文書②には、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に当たらない部分が含まれていたため、当該部分を公開するのが適切であると処分庁は判断した。
- (2) そのため、処分庁は、令和5年1月31日に4豊協働第67号による公文書一部公開決定を取り消し、同日、4豊協働第119号により、4豊協働第67号による公文書一部公開決定で非公開とした部分のうち、別紙1記載部分を非公開とし、それ以外の部分を公開する、公文書一部公開決定を行った。

3 審査請求の利益及び非公開とした部分について

- (1) 処分庁は、4豊協働第53号による公文書一部公開決定を行った後、同決定を取り消し、4豊協働第95号により公文書一部公開決定を行った。その後、同決定を取り消し、4豊協働第118号により公文書一部公開決定を行った。したがって、取り消された処分に対する審査請求は、審査請求の利益が失われているから、却下されるべきである。
- (2) 審査請求全体が却下されないとしても、1回目の公文書一部公開決定で非公開とされている部分が、2回目又は3回目の公文書一部公開決定で公開されていれば、当該部分については審査請求の利益が失われていることから、少なくとも当該部分に対する審査請求は却下されるべきである。
- (3) 3回目の公文書一部公開決定において、なお非公開とされている部分についても、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであるため、条例第6条第1項第2号本文に該当するから、当該部分に関する審査請求は棄却されるべきである。
- (4) 処分庁は、4豊協働第67号による公文書一部公開決定を行った後、同決定を取り消し、4豊協働第119号により公文書一部公開決定を行った。したがって、取り消された処分に対する審査請求は、審査請求の利益が失われて

いるから、却下されるべきである。

- (5) 審査請求全体が却下されないとしても、1回目の公文書一部公開決定で非公開とされている部分が、2回目の公文書一部公開決定で公開されていれば、当該部分については審査請求の利益が失われていることから、少なくとも当該部分に対する審査請求は却下されるべきである。
- (6) また、2回目の公文書一部公開決定において、なお非公開とされている部分についても、条例第6条第1項第1号又は第2号本文に該当するから、当該部分に関する審査請求は棄却されるべきである。
- (7) 処分庁は、本件対象文書③を対象文書として特定し、4豊協働第115号により、公文書一部公開決定を行った。非公開とされている部分には、年度途中の収支状況が記載されており、四半期又は月次の金額が分かることから、法人の財務状況や経営状況等、通常公にされていない情報が明らかにされることになり、法人の経営状況が推知されることにより法人の正当な利益を害するおそれがあるから、条例第6条第1項第2号本文に該当するため、当該部分に関する審査請求は棄却されるべきである。

4 結論

処分庁が処分を取り消したことにより、審査請求の利益が失われていることから、審査請求は却下されるべきである。

仮に、審査請求全体の審査請求の利益が失われていないとしても、既に公開された部分については、審査請求の利益がないから、当該部分についての審査請求は却下されるべきである。

それ以外の部分についての審査請求は、条例第6条第1項第1号又は第2号に該当するから、棄却されるべきである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年 3月28日 4豊協働第53号及び4豊協働第95号並びに4豊協働第67号に対する審査請求に係る諮問書の提出
- ② 令和5年 4月11日 諮問書の訂正
- ③ 令和5年 4月12日 諮問書の訂正
- ④ 令和5年 5月8日 4豊協働第115号に対する審査請求に係る諮問書の提出
- ⑤ 令和5年 6月27日 口頭意見陳述の実施
- ⑥ 同日 審議
- ⑦ 令和5年 8月14日 4豊協働第53号及び4豊協働第95号並びに4豊協働第67号に対する審査請求に係る諮問書の訂正
- ⑧ 令和5年 8月28日 口頭意見陳述の実施
- ⑨ 同日 審議

第6 審査会の判断の理由

1 審査請求の対象となる処分について

処分庁は、公文書一部公開決定を行った後、同決定を取り消し、改めて公文書一部公開決定を行っており、取り消された処分に対する審査請求は、審査請求の利益を欠くため、却下されるべきであると主張する。

処分庁が行った処分を、職権で取り消すことができるかについては、「行政庁が行政行為を行ったのちに、当該行政行為が違法であることを行政庁が認識し、職権で当該行為の効力を失わせる場合があり、このような職権取消しは法律による行政の原理の要請するところであるから、取消しを認める明文の規定がなくても、一般的には可能である」と解されている（宇賀克也『行政法概説 I（行政法総論）』【第2版】（2006））。したがって、処分庁が、一部公開決定

を行った対象文書において、非公開とすべき理由に該当しないのに非公開とした部分が含まれていることを認識し、処分を取り消すこと自体は可能であると解される。

しかし、本件では、処分庁は、同一の文書又は以前行った公文書一部公開決定における対象文書の一部を対象文書とする公文書一部公開決定を改めて行う際に、審査請求人に対し、以前に行った公文書一部公開決定を取り消す旨の意思表示を行っていない。処分の取消しも行政処分であり、相手方にその意思表示が到達する必要がある上に、本件では審査請求人が審査請求書、反論書、口頭意見陳述での意見において、非公開部分に対する不服を継続して申し立てていることを踏まえると、改めての公文書一部公開決定がなされたことだけをもって、以前の公文書一部公開決定が取り消されたと認めることは妥当ではない。

よって、本件で審査請求の対象となっている処分は、4豊協働第53号及び4豊協働第95号、4豊協働第67号並びに4豊協働第115号による公文書一部公開決定である。

2 既に公開された部分に対する審査請求の利益について

行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第9条第1項は、取消訴訟は、処分の取消しを求める「法律上の利益を有する者」に限り提起でき、「法律上の利益を有する者」には、「処分又は裁決の効果が期間の経過その他の理由によりなくなつた後においてもなお処分又は裁決の取消しによつて回復すべき法律上の利益を有する者」を含むと規定する。そのため、処分が既に効力を失っており、処分を取り消しても回復すべき法律上の利益があるとはいえない場合には、訴えの利益がないため、取消訴訟は不適法であるというべきである。

そして、取消訴訟と同様に、審査請求は、国民の権利利益の救済を図ることを目的とすることから（法第1条）、審査請求においても、処分が既に効力を失っており、処分を取り消しても回復すべき法律上の利益があるとはいえない

場合には、審査請求の利益がないため、審査請求は不適法であるというべきである。

本件では、処分庁は、公文書一部公開決定を行った後、同一の文書又は以前行った公文書一部公開決定における対象文書の一部を対象文書とする公文書一部公開決定において、以前の公文書一部公開決定で非公開とした部分の一部を公開する公文書一部公開決定を行っている。審査請求書、反論書、口頭意見陳述での意見を踏まえると、処分庁が改めて行った公文書一部公開決定で非公開とされている部分に対しても、審査請求人が不服を申し立てていることは明らかである。しかし、処分庁が改めて行った公文書一部公開決定において、それ以前の公文書一部公開決定で非公開とされた部分が公開された場合、当該部分については既に公開されていることから、当該部分を非公開とする公文書一部公開決定の処分は既に効力を失っており、公文書一部公開決定の処分を取り消しても回復すべき法律上の利益があるとはいえず、審査請求の利益がないため、審査請求人による審査請求は、既に公開された部分に係る部分については不適法であるというべきである。

この点について、審査請求人は、本件では、処分庁は、審査請求人が審査請求を行うと公文書一部公開決定を取り消し、改めて公文書一部公開決定を行うということを複数回行っており、このような手続は恣意的なもので不当であるから、これにより審査請求の利益が失われるのも不当である旨を主張する。後記の付記にも記載するとおり、処分庁のこのような取扱いが適切でないことは審査請求人の主張するとおりである。しかし、改めて行われた公文書一部公開決定により公開された部分については、当該部分を非公開とする処分の効力は、当該部分が公開されることにより既に失われている。そして、処分庁の対応が不適切であるからといって、失われた処分の効力が回復するわけではない。したがって、審査請求人の主張は、改めて行われた公文書一部公開決定により公開された部分についての審査請求の利益に関する議論に影響を及ぼすもので

はない。

よって、本件では、4 豊協働第118号、4 豊協働第119号及び4 豊協働第115号の各公文書一部公開決定処分において、なお非公開とされた部分について、非公開情報該当性を判断すべきである。

3 非公開情報該当性について

(1) 条例第6条第1項第1号及び第2号の趣旨

ア 条例第6条第1項第1号は、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。第3項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を、同号アからエまでに該当する場合を除き、非公開とするものとしている。

イ 同条第1項第2号は、「法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。」を非公開とするものとしている。

同号は、法人等又は事業を営む個人の適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、これらの事業に係る情報のうち、公にすることにより、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている場合は非公開とすべきであるという趣旨の規定である。そして、同号が規定する「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっ

ては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるから、法人等又は事業を営む個人の性格、権利利益の内容、性質及び保護の必要性並びに法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を総合的に考慮する必要がある、正当な利益を害する具体的蓋然性が認められる場合に、「害するおそれ」があるということができると解される。

(2) 本件対象文書①ないし③のうち条例第6条第1項第1号及び第2号に該当する部分

ア 処分庁は本件対象文書①ないし③のうち、別紙1記載の「非公開とした部分」が、「非公開とした理由」により、条例第6条第1項第1号及び第2号に該当するとして非公開とした。

イ 本審査会において、本件対象文書①ないし③を確認したところ、別紙2-1及び別紙2-2記載の「非公開とした部分」が、「非公開とした理由」により、条例第6条第1項第1号又は第2号に該当し、それ以外の部分については、条例第6条第1項第2号に該当しないと判断した。

4 本件一部公開決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書①ないし③につき、非公開とした部分のうち、別紙2-1及び別紙2-2記載の「非公開とした部分」が、「非公開とした理由」により、条例第6条第1項第1号又は第2号に該当するから、これらを非公開とした決定については妥当であるが、それ以外の部分については条例第6条第1項第2号には該当しないから公開すべきであると判断した。

第7 審査会による付記

処分庁は、審査請求人が審査請求を行った後、同一の文書又は以前行った公文書一部公開決定における対象文書の一部を対象文書とする公文書一部公開決定を改めて行っている。処分が複数回行われる場合、処分する際に行われる

べき適法性の判断が適切に行われていないことが疑われ、処分の対象となる者に著しい不信を抱かせる。

本件においても、処分庁は、同一の文書又は以前行った公文書一部公開決定における対象文書の一部を対象文書とする公文書一部公開決定に関して複数回処分を行っている。処分庁のこのような対応は、職権による取消しが行われたか明確ではなかったこととも併せて、審査請求人に著しい不信を抱かせるものであり、手続の過程が不当であると審査請求人が主張することに、相応の理由があると認められる。

公文書の記載が条例の規定する非公開理由に該当するかを処分庁が判断する際には、慎重に行うことを求める。

(第2部会)

委員 赤本優 委員 河北洋介 委員 河邊伸泰

(別紙 1)

ア 4 豊協働第 118 号による公文書一部公開決定における非公開部分

特に記載がなければ、条例第 6 条第 1 項第 2 号に該当

対象文書：豊橋市民センターの管理に関する協定書

非公開とした部分	非公開とした理由
法人代表者印の印影	法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものである。

対象文書：平成 29 年度豊橋市民センター指定管理事業報告書

非公開とした部分	非公開とした理由
◆平成 29 年度のまとめ 【豊橋市民センター】に関する記述	内部管理及び指定管理者の独創的な取組に関する情報である。これを公開すると円滑な事業運営を妨げる及び取組内容を容易に模倣され、競争上の地位を害するおそれがある。
次年度へ向けての課題と対応	内部管理及び指定管理者の独創的な取組に関する情報である。これを公開すると円滑な事業運営を妨げる及び取組内容を容易に模倣され、競争上の地位を害するおそれがある。

イ 4 豊協働第 119 号による公文書一部公開決定における非公開部分

特に記載が無ければ、条例第 6 条第 1 項第 2 号に該当

対象文書：平成 30 年度豊橋市民センター指定管理事業報告書

非公開とした部分	非公開とした理由
<p>豊橋市民センター イベント イベント名：カリオン文化祭 写真部分</p>	<p>個人に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人を識別することができるものであり、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第 6 条第 1 項第 1 号に該当する。また、同号ただし書のいずれにも該当しないため。</p>
<p>平成 30 年度のまとめ 【豊橋市民センター】に関する記述</p>	<p>内部管理及び指定管理者の独創的な取組に関する情報である。これを公開すると円滑な事業運営を妨げる及び取組内容を容易に模倣され、競争上の地位を害するおそれがある。</p>
<p>次年度へ向けての課題と対応</p>	<p>内部管理及び指定管理者の独創的な取組に関する情報である。これを公開すると円滑な事業運営を妨げる及び取組内容を容易に模倣され、競争上の地位を害するおそれがある。</p>
<p>収支計算書</p>	<p>収支計算書の年度途中の経過については内部管理かつ管理経費に関する情報である。これを公開すると円滑な事業運営を妨げる及び取組内容を容易に模倣され、競争上の地位を害するおそれがある。</p>

対象文書：令和元年度 豊橋市民センター指定管理事業報告書

非公開とした部分	非公開とした理由
平成 31 年（令和元年）のまとめ 【豊橋市民センター】に関する記述	内部管理及び指定管理者の独創的な取組に関する情報である。これを公開すると円滑な事業運営を妨げる及び取組内容を容易に模倣され、競争上の地位を害するおそれがある。
次年度へ向けての課題と対応	内部管理及び指定管理者の独創的な取組に関する情報である。これを公開すると円滑な事業運営を妨げる及び取組内容を容易に模倣され、競争上の地位を害するおそれがある。
収支計算書	収支計算書の年度途中の経過については内部管理かつ管理経費に関する情報である。これを公開すると円滑な事業運営を妨げる及び取組内容を容易に模倣され、競争上の地位を害するおそれがある。

対象文書：令和２年度 豊橋市民センター指定管理事業報告書

非公開とした部分	非公開とした理由
令和２年度のまとめ 【豊橋市民センター】 に関する記述	内部管理及び指定管理者の独創的な取組に関する情報である。これを公開すると円滑な事業運営を妨げる及び取組内容を容易に模倣され、競争上の地位を害するおそれがある。
次年度へ向けての課題と対応	内部管理及び指定管理者の独創的な取組に関する情報である。これを公開すると円滑な事業運営を妨げる及び取組内容を容易に模倣され、競争上の地位を害するおそれがある。
収支計算書	収支計算書の年度途中の経過については内部管理かつ管理経費に関する情報である。これを公開すると円滑な事業運営を妨げる及び取組内容を容易に模倣され、競争上の地位を害するおそれがある。

ウ 4 豊協働第 115 号による公文書一部公開決定における非公開部分

特に記載が無ければ、条例第 6 条第 1 項第 2 号に該当

対象文書：令和 4 年度 第 1 四半期連絡調整会議 資料

非公開とした部分	非公開とした理由
利用料金 推移（折れ線グラフ） 利用料金額	年度途中の利用料金の金額で指定管理者の内部管理に関する情報である。これを公開すると取組内容を容易に模倣され、競争上の地位を害するおそれがある。
利用料金 実績比（4～6月） 利用料金額	年度途中の利用料金の金額で指定管理者の内部管理に関する情報である。これを公開すると取組内容を容易に模倣され、競争上の地位を害するおそれがある。
市民活動プラザ 利用に関する記述	市民活動プラザ利用者に関する情報である。これを公開すると指定管理者の名誉や社会的評価を低下させ、正当な利益を害するおそれがある。
4 人員体制	指定管理者の人員体制に関する情報である。これを公開すると取組内容を容易に模倣され、競争上の地位を害するおそれがある。
5 労働環境	指定管理者の労働時間に関する情報である。これを公開すると取組内容を容易に模倣され、競争上の地位を害するおそれがある。
収支計算書	年度途中の管理経費に関する情報である。これを公開すると円滑な事業運営を妨げる及び取組内容を容易に模倣され、競争上の地位を害するおそれがある。

対象文書：令和4年度 第2四半期連絡調整会議 資料

非公開とした部分	非公開とした理由
利用料金 推移（折れ線グラフ） 利用料金金額	年度途中の利用料金の金額で指定管理者の内部管理に関する情報である。これを公開すると取組内容を容易に模倣され、競争上の地位を害するおそれがある。
利用料金 実績比（7～9月） 利用料金金額	年度途中の利用料金の金額で指定管理者の内部管理に関する情報である。これを公開すると取組内容を容易に模倣され、競争上の地位を害するおそれがある。
4 人員体制	指定管理者の人員体制に関する情報である。これを公開すると取組内容を容易に模倣され、競争上の地位を害するおそれがある。
5 労働環境	指定管理者の労働時間に関する情報である。これを公開すると取組内容を容易に模倣され、競争上の地位を害するおそれがある。
収支計算書	年度途中の管理経費に関する情報である。これを公開すると円滑な事業運営を妨げる及び取組内容を容易に模倣され、競争上の地位を害するおそれがある。

(別紙 2 - 1) 条例第 6 条第 1 項第 1 号に該当するため非公開とする部分

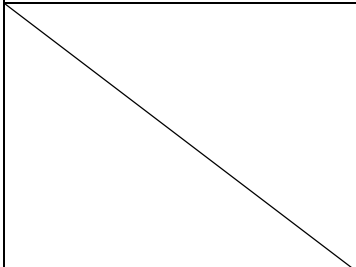
ア： 4 豊協働第 119 号による公文書一部公開決定における非公開部分

非公開とした部分	非公開とした理由	
豊橋市民センター イベント イベント名：カリオン文化祭 写真部分	個人情報	イベント時の写真に写されている参加者の容貌は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものに該当するため。
写真		

(別紙 2 - 2) 条例第 6 条第 1 項第 2 号に該当するため非公開とする部分

ア 4 豊協働第 118 号による公文書一部公開決定における非公開部分

対象文書：平成 29 年度豊橋市民センター指定管理事業報告書

非公開とした部分	非公開とした理由	
<p>次年度へ向けての課題と対応</p> <p>3. スタッフのスキルアップ</p> <p>に関する記述</p>	<p>指定管理者の内部管理情報</p>	<p>職員の雇用に関する情報は、指定管理者の内部管理情報であるとともに、指定管理者の提案する独創的な取組に関する情報であり、指定管理者の収支計画に影響を及ぼすため。</p>
<p>1 つ目の・の最初の句点の次の文字から 6 字目まで</p>		
<p>指定管理者の代表者印による印影部分</p>	<p>指定管理者の内部管理情報</p>	<p>法人の代表者印は、権利義務を形成する文書に押印されるものであり、偽造される等して不当に指定管理者が義務を負うことがないように適切に管理されるべきものであるから、印影部分は当該法人の内部管理情報に当たるため。</p>
		

イ 4 豊協働第 119 号による公文書一部公開決定における非公開部分

対象文書：平成 30 年度 豊橋市民センター指定管理事業報告書

非公開とした部分	非公開とした理由	
<p>次年度へ向けての課題と対応 3. スタッフのスキルアップ に関する記述</p>	<p>指定管 理者の 内部管 理情報</p>	<p>職員の雇用に関する情報は、指定管理者の内部管理情報であるとともに、指定管理者の提案する独創的な取組に関する情報であり、指定管理者の収支計画に影響を及ぼすため。</p>
<p>1 つ目の・の最初の句点の次の文字から 6 字目まで</p>		
<p>平成 30 年度豊橋市民センター収支計算書</p>	<p>指定管 理者の 内部管 理情報</p>	<p>決算額の月別明細及び各費目の支出先は管理経費に関する情報であり、指定管理者が業務を遂行する上での重要な内部管理情報であるため。また、今後の予定価格積算資料となるため。</p>
<p>【収入】の表の予算列の金額（収入合計を除く）並びに利用料金、コピー料金、コピー用紙、自販機収入、自主事業収入、繰越金、収入合計の行の各月の金額 【支出】の表の予算列の金額（支出合計を除く）並びに人件費、需用費、役務費、委託料、使用料・賃借料、事業費、研修費職員研修、一般管理費及び支出合計の行の各月の金額並びに光熱水費、通信運搬費、支払手数料、委託料、使用料・賃借料の行の予算列から右に 2 列目（委託料の行については右に 1 列目）</p>		

の記載。		
------	--	--

対象文書：令和元年度 豊橋市民センター指定管理事業報告書

平成31年度豊橋市民センター収支計算書	指定管理者の内部管理情報	決算額の月別明細及び各費目の支出先は管理経費に関する情報であり、指定管理者が業務を遂行する上での重要な内部管理情報であるため。また、今後の予定価格積算資料となるため。
<p>【収入】の表の予算列の金額（収入合計を除く）並びに利用料金、コピー料金、コピー用紙、自販機収入、自主事業収入、繰越金、収入合計の行の各月の金額</p> <p>【支出】の表の予算列の金額（支出合計を除く）並びに人件費、需用費、役務費、委託料、使用料・賃借料、事業費、研修費職員研修、租税公課、一般管理費及び支出合計の行の各月の金額並びに光熱水費、通信運搬費、支払手数料、委託料、使用料・賃借料の行の予算列から右に2列目（委託料の行については右に1列目）の記載。</p>		

対象文書：令和2年度 豊橋市民センター指定管理事業報告書

<p>令和2年度豊橋市民センター収支計算書</p>	<p>指定管理者の内部管理情報</p>	<p>決算額の月別明細及び各費目の支出先は管理経費に関する情報であり、指定管理者が業務を遂行する上での重要な内部管理情報であるため。また、今後の予定価格積算資料となるため。</p>
<p>【収入】の表の予算列の金額（収入合計を除く）並びに利用料金、コピー料金、コピー用紙、自販機収入、自主事業収入、繰越金、収入合計の行の各月の金額。</p> <p>【支出】の表の予算列の金額（支出合計を除く）並びに人件費、需用費、役務費、委託料、使用料・賃借料、事業費、研修費職員研修、租税公課、一般管理費及び支出合計の行の各月の金額並びに光熱水費、通信運搬費、支払手数料、委託料、使用料・賃借料の行の予算列から右に2列目（委託料の行については右に1列目）の記載。</p>		

ウ 4 豊協働第 115 号による公文書一部公開決定における非公開部分

対象文書：令和 4 年度 第 1 四半期 連絡調整会議資料

<p>豊橋市民センター市民活動プラザ 令和 3 年度第 3 四半期利用実績 (R 3. 10 ~12) 利用料金</p>	<p>指定管理者の 内部管理情報</p>	<p>利用料金の月別明細及び四半期ごとの明細は、管理経費に関する情報であり、指定管理者が業務を遂行する上での重要な内部管理情報であるため。また、今後の予定価格積算資料となるため。</p>
<p>利用料金のグラフにおける 4 月から 6 月までの各月の利用料金の金額及び「実績比〈4~6月〉」の表の令和 2 年度分から令和 4 年度分までの利用料金</p>		
<p>4. 人員体制</p>	<p>指定管理者の 内部管理情報</p>	<p>人員をどのように充てるかは、指定管理者の内部管理情報であるとともに、指定管理者が提案する独創的な取組に関する情報であり、指定管理者の収支計画に影響を及ぼすため。</p>
<p>氏名列及び業務内容列の記載</p>	<p>指定管理者の 内部管理情報</p>	<p>人員をどのように充てるかは、指定管理者の内部管理情報であるとともに、指定管理者が提案する独創的な取組に関する情報であり、指定管理者の収支計画に影響を及ぼすため。</p>
<p>5. 労働環境</p>	<p>指定管理者の 内部管理情報</p>	<p>人員をどのように充てるかは、指定管理者の内部管理情報であるとともに、指定管理者が提案する独創的な取組に関する情報であり、指定管理者の収支計画に影響を及ぼすため。</p>
<p>4 月から 6 月までの期間に係る表の「標準労働時間①」「総労働時間②」「差(②-①)」行の記載及び表下の 4 月分の記載</p>	<p>指定管理者の 内部管理情報</p>	<p>人員をどのように充てるかは、指定管理者の内部管理情報であるとともに、指定管理者が提案する独創的な取組に関する情報であり、指定管理者の収支計画に影響を及ぼすため。</p>

<p>令和4年度豊橋市民センター収支計算書（4月分から6月分まで）</p>	<p>指定管理者の内部管理情報</p>	<p>決算額の月別明細及び各費目の支出先は管理経費に関する情報であり、指定管理者が業務を遂行する上での重要な内部管理情報であるため。また、今後の予定価格積算資料となるため。</p>
<p>【収入】の表の予算列の金額（収入合計を除く）並びに利用料金、コピー料金、コピー用紙、自販機収入、自主事業収入、繰越金、収入合計の行の4月分から6月分までの金額及び合計金額。</p> <p>【支出】の表の予算列の金額（支出合計を除く）並びに人件費、需用費、役務費、委託料、使用料・賃借料、事業費、研修費職員研修、租税公課、一般管理費及び支出合計の行の4月分から6月分までの金額及び合計金額並びに光熱水費、通信運搬費、支払手数料、委託料、使用料・賃借料の行の予算列から右に2列目（委託料の行については右に1列目）の記載。</p>		

対象文書：令和4年度 第2四半期 連絡調整会議資料

<p>豊橋市民センター市民活動プラザ 令和4年度第2四半期利用実績（R4.7～9） 利用料金</p>	<p>指定管理者の内部管理情報</p>	<p>利用料金の月別明細及び四半期ごとの明細は、管理経費に関する情報であり、指定管理者が業務を遂行する上での重要な内部管理情報であるため。また、今後の予定価格積算資料となるため。</p>
<p>利用料金のグラフにおける4月から9月までの各月の利用料金の金額及び「実績比〈7～9月〉」の表の令和3年</p>		

度分及び令和4年度分までの利用料金		
4. 人員体制	指定管理者の内部管理情報	人員をどのように充てるかは、指定管理者の内部管理情報であるとともに、指定管理者が提案する独創的な取組に関する情報であり、指定管理者の収支計画に影響を及ぼすため。
氏名列及び業務内容列の記載		
5. 労働環境	指定管理者の内部管理情報	人員をどのように充てるかは、指定管理者の内部管理情報であるとともに、指定管理者が提案する独創的な取組に関する情報であり、指定管理者の収支計画に影響を及ぼすため。
4月から9月まで期間に係る表の「標準労働時間①」「総労働時間②」「差(②-①)」行の記載及び表下の4月分の記載		
令和4年度豊橋市民センター収支計算書(4月分から9月分まで)	指定管理者の内部管理情報	決算額の月別明細及び各費目の支出先は管理経費に関する情報であり、指定管理者が業務を遂行する上での重要な内部管理情報であるため。また、今後の予定価格積算資料となるため。
【収入】の表の予算列の金額(収入合計を除く)並びに利用料金、コピー料金、コピー用紙、自販機収入、自主事業収入、繰越金、収入合計の行の4月分から9月分までの金額及び合計金額。 【支出】の表の予算列の金額(支出合計を除く)並びに人件費、需用費、役務費、		

<p>委託料、使用料・賃借料、事業費、研修費職員研修、租税公課、一般管理費及び支出合計の行の4月分から9月分までの金額及び合計金額並びに光熱水費、通信運搬費、支払手数料、委託料、使用料・賃借料の行の予算列から右に2列目（委託料の行については右に1列目）の記載。</p>		
--	--	--

注 上記各表の行数の数え方については、空白の行及び表の枠線は数えない。また、上記各表の文字数の数え方については、句読点、記号及び半角文字も一文字と数え、空白部分を数えない。